

議案第96号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

区議会議員の期末手当の支給月数を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の178」に改める。

第2条 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3月1日、」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の178」を「100分の184」に、「3月（基準日が12月1日であるときは、6月。以下同じ。）」を「6月」に、「3月」を「6月」に改め、同条第3項中「3月」を「6月」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。